

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応方針

■ はじめに

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期す必要がある。

このため、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について、可能な限り多くの避難所の開設や衛生管理の徹底など、具体的な対応策を事前に検討することが重要である。

本対応方針は、基本的な対応方針として示すものであり、各市町村での対応にあたっては地域や避難所となる施設の実情に応じて内容の見直しを行うなど、対策の参考としていただきたい。

■ 対応目標

- ・避難所における集団感染発生の防止。
- ・避難が必要な人が「早めに」「ためらわず」避難できる衛生管理の徹底。

■ 避難所における新型コロナウイルスへの対応

1. 事前準備

避難所など密集した環境下での集団生活等により、新型コロナウイルスの感染が拡大する可能性があり、避難所での感染リスク、その他の避難方法や避難所に避難する場合の心得について、事前に住民に周知することが重要である。

また、避難所では、避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、発生する災害や避難者数を想定し、可能な限り多くの避難所の開設及び衛生管理の徹底について事前に検討いただきたい。

(1) 避難行動等事前確認の周知

避難行動判定フローやハザードマップについて、あらかじめ住民に周知するとともに、避難所以外の避難先について検討を促す。

- ・平時にハザードマップ及び避難行動判定フローを確認するよう住民へ周知する。(広報誌、SNS、コミュニティFM等を活用する。)
- ・安全が確保できる親戚又は知人宅等、避難所以外の安全が確保できる場所に優先して避難することを周知する。(避難所以外の避難の検討を促す。)
- ・福祉避難所についても広く周知し、特に要配慮者とその家族に対しては、広報活動のほか、民生委員や支援団体を通じて周知を図る。
- ・新型コロナウイルス感染を恐れ、避難しないという選択をしないよう、「命を守る行動」を最優先することを周知する。

(2) 避難所やスペース確保の準備

3密(密閉・密集・密接)を回避するため、発生する災害や避難者数を想定し、可能な限り多くの避難所の開設や十分なスペースの確保を検討する。

- ・可能な限り多くの避難所の開設に向け、ホテルや旅館等の活用を検討する。また、活用については事前に協定等の締結を行うよう努める。
 - ・近隣市町村の指定避難所の利用についても検討し、あらかじめ協定等を結ぶなど、当該市町村の協力を得る。
 - ・各避難所において、発熱や咳等の症状が出た者や濃厚接触者(無症状者含む)の専用の個室(スペース)やトイレ、動線を確保することを検討する。やむを得ず個室(スペース)等の確保が出来ない場合は、安全な場所での車中泊や屋内でのテント設置、パーティション等で区分できるよう検討する。
- ※車中泊について、台風(暴風雨)時は設置場所に十分注意する。また、エコノミークラス症候群への対策にも配慮する。

(3) 物資の備蓄及び持参用品の周知

感染を予防するために必要な物資の備蓄や、住民が避難所に持参する用品の周知を行う。

- ・必要な物資・資材の必要数の把握及び確保をする。
- テント、パーティション、段ボールベッド、簡易トイレ、マスク、手指消毒液、非接触型体温計、石けん、ペーパータオル、使い捨て手袋、ビニールエプロン、環境・器具用消毒液(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等)、等
- ※手指消毒液は、アルコールアレルギーの人への配慮が必要。
- ・住民に対し、防災用品の見直し及び追加用品の準備を周知する。
- 感染予防を目的として持参すべき用品: マスク、手指消毒液、体温計等

(4) 衛生(感染症防止等)管理担当者の配置又は巡回の検討

避難所における衛生管理を徹底するため、衛生(感染症防止等)管理担当者の配置や巡回について検討する。

- ・避難者の受付の段階で、発熱や咳等の症状のある者や濃厚接触者(無症状者含む)を専用の個室(スペース)等へ誘導する判断が必要となるため、健康チェック体制の検討を行う。
- ・専門的な知見を有する者又は事前教育を受けた者の配置や巡回の実施を検討し、衛生管理を徹底する。
- ・感染症の集団感染が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を構築する。

2. 災害発生時

避難所を開設する際は、十分なスペースを確保できるよう区画し、発熱や咳等の症状がある者、濃厚接触者、それらに該当しない者の各動線の区分が重要である。そのため、避難者や対応職員の健康管理を行い、基本的な感染対策を徹底していただきたい。

(1) 避難所開設時の周知

住民が避難を開始する前に防災無線等で以下の内容等を周知する。

- ① 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。
- ② 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ③ 必要な物資等を持参すること。
- ④ 避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止の対策状況。
- ⑤ 「命を守る行動」を最優先すること。

(2) 十分なスペースの確保、換気等の実施

感染防止のため、避難所のスペースや動線を区分し、換気対策を実施する。

- ・世帯(個人又は家族)ごとの間隔を四方2mとれるよう区画する。また飛沫予防のためパーティション(段ボール等)の活用を行う。
- ・発熱や咳等の症状がある者、濃厚接触者、それらに該当しない者の各動線を区分する。
- ・高齢者等感染症に罹患した場合に重症になる可能性が高い者に配慮したレイアウト、スペースの確保を行う。
- ・食事時間をずらして密集・密接を避ける。
- ・段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- ・発熱や咳等の症状がある者や濃厚接触者の専用の個室(スペース)やトイレを確保する。やむを得ず個室(スペース)を確保出来ない場合は、車中泊やテント泊が可能な安全な場所を確保する。※車中泊について、台風(暴風雨)時は設置場所に十分注意する。また、エコノミークラス症候群への対策にも配慮する。
- ・暴風雨時等、窓の開放による換気の実施が困難な場合は、一部屋(室)あたりの在室人数を減らすことで、必要換気量※1(一人あたり毎時 30 m³)が確保できるよう努める。また、風向によりドア又は窓の開放が可能な場合は、換気回数※2を毎時2回以上(30分に1回以上、数分間程度)行う。

※1必要換気量とは、室内の空気を清浄に保つために、最低限必要な換気量。

参考:「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法(厚労省)

※2換気回数とは部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。

(3) 避難者、対応職員の健康管理等

受付時や定期的な検温を行い、避難者や対応職員の健康状態の把握に努めるほか、避難中の感染対策を行う。

- ・避難所入口もしくは受付時に発熱などの症状の確認及び検温を実施する。症状を有する者に関しては専用の個室(スペース)への誘導を行う。
- ・定期的な健康状態の確認を行う。(毎日検温と体調の報告等)
- ・マスクや鼻をかんだティッシュを捨てるビニール袋を個人個人に配り、専用ごみ箱(蓋付きが望ましい)を設置。ビニール袋は密閉してから専用ごみ箱に捨ててもらおうよう周

知する。

- ・感染症対策ポスターを掲示。
- ・頻繁な石鹸での手洗いやマスクの着用等の基本的な感染対策を徹底する。
(手指衛生の徹底が重要となる。)

■ 問い合わせ先

【災害救助法や県備蓄物資に関すること】

消費・くらし安全課 TEL:098-866-2187 MAIL:aa024007@pref.okinawa.lg.jp

【福祉避難所や避難行動要支援者等に関すること】

福祉政策課 TEL:098-866-2164 MAIL:aa030100@pref.okinawa.lg.jp

【感染症対策、衛生管理に関すること】

地域保健課 TEL:098-866-2215 MAIL:aa090701@pref.okinawa.lg.jp

北部保健所 TEL:0980-52-2714 MAIL:xx090230@pref.okinawa.lg.jp

中部保健所 TEL:098-938-9886 MAIL:xx090240@pref.okinawa.lg.jp

南部保健所 TEL:098-889-6351 MAIL:xx090250@pref.okinawa.lg.jp

宮古保健所 TEL:0980-72-2420 MAIL:xx090260@pref.okinawa.lg.jp

八重山保健所 TEL:0980-82-3240 MAIL:xx090270@pref.okinawa.lg.jp

【当該通知文に関すること】

防災危機管理課 TEL:098-866-2143 MAIL:aa070700@pref.okinawa.lg.jp

■ 関係資料ホームページ等

【避難所に関すること】

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和2年4月28日付け事務連絡)を踏まえた対応について

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428_taiou.pdf

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第1版)について

http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA.pdf

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について

http://www.bousai.go.jp/pdf/0610_corona.pdf

- ・災害時における避難所での感染症対策(厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

- ・一般社団法人 日本環境感染学会 避難所における感染対策マニュアル

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=20

・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画(第一版)

<http://www.bousai.go.jp/coronam.html>

【換気について】

・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>

【新型コロナウイルス感染症について】

・沖縄県 ホームページ

https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/2020_new_korona_virs.html

・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・3密ポスターPDF ファイル

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000061868.pdf>

【避難情報に関すること】

・沖縄防災情報ポータル ハイサイ！防災で～びる

<http://www.bousai.okinawa.jp/>

・ハザードマップ ポータルサイト(国土地理院)

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

・避難行動判定フロー(内閣府)PDF ファイル

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>

【個人での備蓄物品に関すること】

・個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン(厚労省)PDFファイル

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/09-12.pdf>